

「物品等の堆積又は放置」に限り、この条例で措置・罰則を規定し、命令・行政代執行を行う場合は審議会に諮ります。
そのほかの「不良な生活環境」については関係法令に基づき措置を行います。

8 措置の内容

支援をしても解決しない場合、市はどうするの？

支援を実施しても不良な生活環境が解消しない場合において、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼすときは、次の強制力のある措置をするものとする。

区分	内容
指導	不良な生活環境の原因となる物品等の堆積又は放置をする者(以下「堆積者」という。)又は不良な状態にある建物等の所有者に対し、不良な状態を解消するために必要な措置をとるよう指導することができる。
勧告	指導をしたにもかかわらず、不良な状態が解消しないときは、当該指導を受けた者(堆積者に限る。)に対し、期限を定めて不良な状態を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。
命令	勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて勧告に係る措置をとることを命令することができる。(要審議会への諮問)
行政代執行	命令を受けた者が、正当な理由なく命令に従わず、他の手段によって命令した措置の履行を確保することが困難であり、命令した措置の不履行が著しく公益に反する場合は、市は、当該措置を当該命令を受けた者に代わって行うことができる。

関係法令と罰則

関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定します。

建物の不良な管理	不適切な動物の飼養、保管 又は給餌若しくは給水	立木及び雑草の繁茂
建築基準法 空き家特措法 指導・助言 指導・助言 勧告 命令 命令 代執行 懲役又は罰金 過料	動物愛護法 指導・助言 除去勧告 除去命令 罰金	道路法 消防法 代執行 命令 民法 代執行 催告 罰金・勾留 竹木の切取

9 罰則

条例に違反したらどうなるの？

正当な理由なく立入調査等を拒否した場合及び命令に違反した者が当該命令に従わないときなどは、5万円以下の過料を科す。

10 審議会

どのような役割なの？

命令や行政代執行等を行う際には、市長の諮問機関として設置する有識者等で構成する審議会に諮る。

事業スケジュール(予定)

8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	4月
パブリックコメント	市民意見集約		議会審議			周知期間		施行

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例(案)へ ご意見をお寄せください

期間:令和4年8月15日(月)~9月15日(木)

【意見の提出方法及び提出先】

意見応募用紙に必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法でご提出ください。
 (1)郵送または持参:〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 廃棄物対策課あて
 (2)ファクシミリ:054-221-1564
 (3)電子申請:市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。

【資料の閲覧方法】

条例(案)は、次の場所で閲覧できます。
 (1)廃棄物対策課(静岡庁舎新館13階)、福祉総務課(同14階)、生活安心安全課(同1階) 住宅政策課(同5階)、動物指導センター(葵区産女953番地)
 (2)各区役所地域総務課の「市政情報コーナー」
 (3)静岡市ホームページ (https://www.city.shizuoka.lg.jp/283_000069.html)

【問い合わせ先】

静岡市 廃棄物対策課 適正処理推進係
 (電話:054-221-1364 FAX:054-221-1564)



条例を制定する背景

なぜこの条例を作るの？

静岡市に寄せられる相談として、こんなものがあります。

物の堆積や放置による
害虫の発生や悪臭の発生

建物の不良な管理による
物の崩落のおそれ

動物の多頭飼育や不適切な
給餌による糞害や悪臭の発生
など



生活環境の悪化

これらは、心・身体状況や地域での孤立などが原因で起こっていることも多いため、これまでも職員が福祉的な視点から働きかけ、生活環境の改善を支援してきました。

しかし、①本人が支援を断る場合、市が不良な生活環境の解消を義務付ける仕組みがない。
 ②法令で対処ができるものであったとしても、各関係法令を総合的に活用し、スムーズに解消につなげる仕組みがない。

以上のことから、生活環境の悪化が長期化するケースも生じています。

そこで、この条例を作ることで...

- 不良な生活環境を解消するため、原因となる人への支援を基本とする考えのもと、各関係法令を総合的・横断的に活用し不良な生活環境を解消する仕組みと、場合によっては強制力のある措置を備えた条例を制定することとしました。

条例の名前は「静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」とします。どのような内容を条例で定めるか、次を書いてあります。

私たちがすべきことは？



1 条例の目的

この条例では何を指すの？



- ・不良な生活環境を解消し、良好な生活環境を確保するための支援・措置に関し必要な事項を定めることにより、**不良な生活環境の解消、予防及び再発防止を推進する。**
- ・不良な生活環境の原因となる者（以下「原因者」という。）の多くが生活上の諸問題を抱えていることに鑑み、**当該問題の解決に向けた支援の充実を図る。**

ポイント

- ☑ これらにより、市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保を目指します。

2 定義

「不良な生活環境」とは何を指すの？



不良な生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・建物等における物品等の堆積又は放置 ・建物の不良な管理 ・不適切な動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水 ・立木及び雑草の繁茂 などにより、当該建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態
建物等	建築基準法第2条第1号に規定する建築物及びその敷地をいう。

3 基本方針

どんなアプローチで行うの？



- 1 不良な生活環境は、**原因者が自分で解消することを原則とする。**
- 2 不良な生活環境の発生の背景に、原因者の心や身体の状態や地域での孤立などの生活上の課題等があり得ることを踏まえ、**福祉的な視点から、その原因者に寄り添った支援を行うものとする。**
- 3 不良な生活環境の発生の防止及び対策は、**市と地域住民、関係機関などが協力して解消に向けたあらゆる支援を行うものとする。**
- 4 不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、**支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずるものとする。**

ポイント

- ☑ 不良な生活環境を発生させてしまう様々な背景を踏まえ、まずは問題に寄り添った「支援」を基本として行いながら、必要に応じて強制力のある「措置」を行います。

4 市の責務/5 市民の責務

市

- ・基本方針のとおり、不良な生活環境の解消に関する対策その他の取組を適切に実施する。
- ・各関係法令に基づく措置等を適切に活用するとともに、関係機関との円滑な連携を実施する。

市民

- ・不良な生活環境の発生の予防に努める。
- ・市が実施する不良な生活環境の解消に関する対策その他の取組に協力する。

この条例で規定する、不良な生活環境全般に対して、支援を行います。

6 支援

市の責務として行う支援はどのようなもの？



- 1 不良な生活環境を覚知した場合には必要な支援を行う。
- 2
 - ・原因者に対する情報提供、助言その他の必要な公的支援を行う。
 - ・地域住民、関係機関などに対する情報提供を行う。
- 3
 - ・一般廃棄物に該当する堆積物の排出の指導又は収集
 - ・適切な飼い方の指導、動物の引き取り
 - ・立木等の伐採の助言
 - ・建物等に対する緊急時の応急対応、市営住宅への誘導 などの支援を行う。
- 4 不良な生活環境が解消された後に再発を防止するため、市、地域住民、関係機関などと協力し見守りなどの取組による支援を行うものとする。

ポイント

- ☑ 不良な生活環境の背景要因となっている生活上の課題を解決するためのアドバイス等を行い、状態の解消や再発防止の支援をします。

「物品等の堆積又は放置」において、「措置」に進む場合は、強制力のある調査を行えるようにします

7 調査

調査とは何をするの？



- 1 建物等の状態や使用状況等について、原因者、建物等の所有者その他関係者に報告を求める。
- 2 原因者、建物等の所有者、その他関係者に関する事項について、市の保有する情報を利用する。
- 3 関係機関に対し、居住者に関する情報の提供を求める。
- 4 不良な生活環境である建物等への立入調査等を行う。

ポイント

- ☑ 親族関係や福祉サービスの受給状況などを調査できるようになります。